日薬連発第233号 平成30年3月30日

加盟団体殿

新記載要領に基づく医療用医薬品添付文書等の 作成にあたってのQ&Aについて(その2)

医療用医薬品の添付文書等の記載要領については、「医療用医薬品の添付文書等の記載要領について」(平成29年6月8日付け薬生発0608第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知)、「医療用医薬品の添付文書等の記載要領の留意事項について」(同日付け薬生安発0608第1号厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課長通知)(以下、新記載要領)が発出され、また、新記載要領のQ&A(その1)が平成30年3月13日付けで、Q&A(その2)が平成30年3月30日付けで事務連絡として厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課(以下、医薬安全対策課)、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下、機構)安全第二部よりそれぞれ発出されました。

日薬連安全性委員会医薬品安全対策検討プロジェクトでは前述のQ&Aには記載されていないものの、企業にとって有用と考えられる事項について医薬安全対策課、機構安全第一部、安全第二部も参加するワーキンググループにおいて検討し、平成 30 年 3 月 14 日付けでQ&A(その1)を発出し、引き続き別添のQ&A(その2)をとりまとめました。

つきましては、貴会会員に対しご案内いただきます様お願い致します。

なお、医薬安全対策課、機構安全第二部及び日薬連より発出されたQ&Aは、医療用医薬品の添付文書等(医薬品に添付する文書又は医薬品の容器もしくは被包)に関するものであり、所定の電子化書式(XML:データ構造を有する方式)の添付文書情報については、これらのQ&Aが適用されないことがあります。添付文書XMLファイル作成時における留意事項については、別途機構より医薬品製造販売業者向けサイト(SKWサイト)において周知される予定とのことです。

(別添)

新記載要領に基づく医療用医薬品添付文書等の作成にあたってのQ&A (その2)

〔用いた略語〕

新記載要領:「医療用医薬品の添付文書等の記載要領について」(平成29年6月8日付け薬生発0608第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知)及び「医療用医薬品の添付文書等の記載要領の留意事項について」(同日付け薬生安発0608第1号厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課長通知)

局長通知:「医療用医薬品の添付文書等の記載要領について」(平成29年6月8日付け薬生発0608第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知)

課長通知:「医療用医薬品の添付文書等の記載要領の留意事項について」(平成 29 年 6 月 8 日付け薬生安発 0608 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課長通知)

No.	項目名等	Q	A
1	16. 薬物	これまで、ヒト以外のデ	「(参考)」の記載は不要である。非臨
	動態	ータを記載する場合には	床試験の結果を記載する場合には動物
		「(参考)」と記載していた	種を、また in vitro試験の結果を記載
		が、新記載要領に基づく添	する場合にはその旨をそれぞれ記載す
		付文書においても同様に記	ること。なお、記載箇所は、本文中とす
		載する必要があるか。	るが、文末に「(in vitro)」などと記載
			してもよい。
2	16. 薬物	図表に番号を付す場合、	第1位の項目内で通し番号となるよう
	動態	どのように付与すればよい	記載すること。
		カュ。	
3	16.6 特定	本項において記載する特	よい。
	の背景を	定の背景を有する患者の順	
	有する患	序について、「9.特定の背景	
	者	を有する患者に関する注	
		意」に準じることでよいか。	
4	16.7 薬物	複数の薬剤データを一つ	よい。
	相互作用	の項に纏めて記載してもよ	「10. 相互作用」に記載のない薬剤のデ
		いか。	ータを纏めて記載する場合、項目名は
			「その他の薬剤」と記載すること。
5	17.1 有効	局長通知において、「有効	以下の事例を参考に記載すること。
	性及び安	性及び安全性に関する主要	ただし、状況に応じて見やすさを考慮
	全性に関	な結果を、承認を受けた用	し、表形式にて記載することも可能であ
	する試験	法及び用量に従って簡潔に	る。
		記載すること」とされてい	
		るが、安全性についてどの	(記載例)
		ように記載するか記載例を	17. 臨床成績
		示してほしい。	17.1 有効性及び安全性に関する試験
			〈高血圧症〉
			17.1.1 国内第 III 相試験
			• • •
			副作用発現頻度は、XXX10mg 投与群で X%
			(X/X 例) 及び XXX20mg 投与群で X% (X/X
			例)であった 。主な副作用は、 10mg 群
			では○○ X% (X/X 例)、20mg 群で○○ X%

			(X/X 例) 及び○○ X% (X/X 例) であっ
			た。
6	19. 有効	一般名、化学名、分子式	項目番号は不要である。一般名、化学
	成分に関	等の各項目について、項目	名、分子式などの各項目は、それぞれ改
	する理化	番号を付す必要があるか。	行して記載すること。
	学的知見		
7	21. 承認	承認申請資料として提出	承認申請時には記載不要であり、欠番
	条件	する添付文書案において	でよい。
		は、「21. 承認条件」及び	
		「25. 保険給付上の注意」	
		を設けるべきか。	
8	22. 包装	局長通知に「包装形態及	以下の事例を参考に記載すること。
		び包装単位を販売名ごとに	
		記載すること」とあるが、	(記載例)
		バラ包装品の場合や包装内	【例 1】
		に乾燥剤を含む場合等も含	〈△△錠 25 mg〉
		め、記載事例を示してほし	100 錠[10 錠(PTP)×10]
		VVo	500 錠[10 錠(PTP)×50]
			〈△△錠 50 mg〉
			100 錠[10 錠(PTP)×10]
			140 錠[14 錠(PTP)×10]
			500 錠[瓶、バラ、乾燥剤入り]
			【例 2】
			〈△△注 20 mg〉
			2ml [1バイアル]
			〈△△注 100 mg〉
			10ml [1バイアル]
9	22. 包装	課長通知に「包装内に乾	実際の包装の状態がわかるよう、製品
		燥剤を含む場合、その旨を	に封入されているのであれば、記載する
		記載すること」とあるが、	こと。
		製造販売承認書に記載され	「脱酸素剤」についても同様に記載する
		ていない場合も記載する必	こと。
		要があるか。	
		また、「脱酸素剤」について	
		も記載する必要があるか。	

10	23. 主要 文献	課長通知に「主要文献は	以下の事例を参考に記載すること。
	文献		
		バンクーバー方式(著者名、	
		雑誌名、発行年、巻数、最	(記載例)
		初の頁-最後の頁) で記載す	著者名, et al.:雜誌名. 発行年;巻数:
		ること」とあるが、記載事	最初の頁-最後の頁
		例を示してほしい。	
11	23. 主要	課長通知に「承認申請資	以下の事例を参考に記載すること。
	文献	料概要が公表されている場	また、承認申請資料概要の資料番号につ
		合は、該当する承認年月日	いては原則として4桁目まで記載し、さ
		及び資料番号を併記するこ	らに下位まで特定できる場合は記載し
		と」とあるが、記載事例を	てもよい。機構のホームページ上の URL
		示してほしい。	は記載しないこと。
			(記載例)
			【例 1】
			社内資料:○○試験 (20XX 年 XX 月 XX 日
			承認、CTDX. X. X. X)
			【例 2】
			○○試験(承認年月日:20XX.XX.XX、申
			請資料概要 X. X. X. X)
12	23. 主要	承認申請資料概要が公表	そのような場合でも記載すること。
	文献	されているが、公表されて	資料番号の記載に当たっては、公表資料
		いる承認申請資料概要から	内の該当する主な資料番号を記載する
		医療従事者へ提供するため	こと。
		に一部改変して作成した社	
		内資料がある場合、承認申	
		請資料概要の該当する承認	
		年月日及び資料番号を記載	
		する必要があるか。また、	
		承認申請資料概要内の異な	
		る複数の箇所から引用した	
		場合や承認申請資料概要の	
	1		
		公表資料と非公表資料の両	
		公表資料と非公表資料の両 方を引用した場合などで統	
		医療従事者へ提供するため に一部改変して作成した社 内資料がある場合、承認申 請資料概要の該当する承認 年月日及び資料番号を記載	

		ある場合、資料番号はどの	
		ように記載すべきか。	
13	24. 文献	社内資料を引用している	記載は不要である。
	請求先及	場合、平成 19 年 8 月 23 日	
	び問い合	付け日薬連発第 457 号「「医	
	わせ先	療用医薬品添付文書「主要	
		文献」の項における「社内	
		資料」の記載の取扱いにつ	
		いて」に従い、「主要文献に	
		記載の社内資料につきまし	
		ても下記にご請求下さい。」	
		と記載すべきか。	
14	25. 保険	投与期間制限の対象であ	当該制限の対象外になった時点で、当
	給付上の	った医薬品で、投与期間制	該記載の削除のみの改訂は行わなくて
	注意	限の対象外になった場合、	も差し支えない。
		その時点で当該情報のみの	
		改訂を行う必要はあるか。	
15	25. 保険	承認効能以外で保険給付	よい。
	給付上の	の対象になる場合は、記載	
	注意	をしないことでよいか。	
16	25. 保険	新医薬品において、薬価	薬価基準収載を予定しており、薬価収
	給付上の	収載前に添付文書の公表を	載後に販売開始予定である品目につい
	注意	行う場合、「25. 保険給付上	ては記載する必要はない。
		の注意」に薬価基準未収載	
		である旨を記載する必要が	
		あるか。	
17	25. 保険	局長通知に「薬価基準収	よい。
	給付上の	載の医薬品であって、投与	
	注意	期間制限の対象になる医薬	
		品に関する情報のほか、保	
		険給付上の注意がある場合	
		に記載すること」とあるが、	
		新医薬品等に関する投与期	
		間制限については、薬価収	
		載の告示日に確定するた	
		め、販売開始時の製品にお	

	1		
		いては当該記載のある添付	
		文書を添付することができ	
		ない場合があるがよいか。	
18	25. 保険	薬価基準収載を申請せ	「本剤は保険給付の対象とならない
	給付上の	ず、継続して製造販売を行	(薬価基準未収載)。」などと記載するこ
	注意	う医薬品について、薬価基	と。
		準未収載である旨を「25. 保	
		険給付上の注意」に記載す	
		る場合、どのように記載す	
		べきか。	
19	25. 保険	薬価の経過措置期間終了	よい。
	給付上の	後に製造販売承認が維持さ	
	注意	れている場合であって、添	
		付文書を改訂する必要が生	
		じた場合、「25. 保険給付上	
		の注意」に薬価基準未収載	
		である旨を記載してもよい	
		か。	
20	26. 製造	「25. 保険給付上の注	余白は設けず、「25. 保険給付上の注
	販売業者	意」と「26. 製造販売業者	意」に続けて記載すること。
	等	等」の間に余白を設けて、	
		「26. 製造販売業者等」を	
		添付文書の最終ページの下	
		部などに固定して記載する	
		ことは可能か。	

以上